

新地町地域防災計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

町及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく行政区（自主防災組織）等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期する。

第1 町の防災組織

1 新地町防災会議

- (1) 設置の根拠
災害対策基本法第16条
- (2) 所掌事務
 - ア 新地町地域防災計画並びに新地町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
 - イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。
- (3) 組織体制
資料編のとおり。

2 新地町災害対策本部

- (1) 設置の根拠
災害対策基本法第23条の2
- (2) 所掌事務
町地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。
 - ア 町域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - イ 町域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- (3) 組織体制
「第3章 災害応急対策計画 第1節 第2 災害対策本部体制」のとおり。

3 新地町水防本部

洪水及び高潮等についての予報及び警報を県知事から通知を受けたとき、又は水害が発生する恐れがあるときは、町長を本部長とする水防本部を設置し、水防活動にあたる。水防本部の所掌事務及び組織体制等は「新地町水防計画書」による。

第2 防災関係機関の防災組織

町域を所管又は町内にある防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画、災害応急対策等の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備してその改善に努める。

第3 消防団

日頃から、災害に備えた活動体制及び連絡体制を整え、防災関係機関と協力を図れるよう組織の整備を行い、町及び防災関係機関と協力して被害の予防軽減等に全力を尽くす。

第4 行政区（自主防災組織）

大規模災害発生時には、「公助」による対応には限界があることから、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努め、地域の防災力の強化に努める。

このため、町民による自主的な防災活動の推進を図るため、行政区（自主防災組織）の育成・強化に努める。なお、行政区（自主防災組織）は、行政区、事業所等を単位として行う。

第5 応援協力体制の整備

1 自治体間の相互応援

町は、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、住家の喪失、移転対策等）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に広範囲に被災することも想定し、姉妹都市や東北地方太平洋沖地震の復旧・復興事業で職員派遣を受けている自治体と、相互間の有効性などを考慮のうえ、災害時相互応援協定（防災協定）を締結する。

また、上記以外の市町村からの災害対策法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について十分な検討を行う。

2 消防の相互応援

町及び消防本部は、隣接自治体及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び政令市等の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

3 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。そのことから、予め業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性の確保を図る。なお、業務継続計画（BCP）では、町長不在時の明確な代行順位及び職員の招集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時に

もつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

さらに、業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備・活用

災害応急対策や避難対策を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。町及び防災関係機関は、組織内はもとより関係機関相互の通信体制の整備や通信手段の多ルート化を図り、迅速かつ的確な情報の収集伝達に努める。

第1 町の情報収集伝達体制の整備・活用

1 新地町防災行政無線システムのデジタル化

町では平成5年4月1日から防災行政無線の放送が開始された。

近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線にはこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められている。町内全域に19基の屋外拡声子局（スピーカー）を設置し、希望する住宅には戸別受信機を設置している。

平常時から稼働状況を確認できるよう運用に努め、災害時には迅速かつ的確な情報の収集伝達に努める。

2 衛星通信システム等の活用

福島県総合情報通信ネットワークシステムを活用し、災害時の情報通信システムの強化を図る。

3 災害時優先電話の登録

災害の予防、救援及び復旧等に関して、緊急を要する事項等については、災害時優先電話を利用することができる。このため、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめ東日本電信電話（株）に登録して、有効活用を図る。

4 J－A L E R Tを活用した防災情報提供システムの構築

消防庁が運用するJ－A L E R T（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を町民に提供するシステムを活用するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

なお、町及び防災関係機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

5 携帯電話のメール機能等の活用による伝達手段の多重化

土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、避難指示等の発令情報を町民等に迅速に周知又は伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能を活用して配信する。また、登録者を対象として災害情報等を提供する「防災メール」による配信も併せて行うことにより、伝達手段の多重化を図り、緊急情報を町民等に確実に周知・伝達できるように努める。

6 通信連絡網の活用方法の習熟

町及び防災関係機関は、平常時から無線機、インターネット、携帯電話への緊急情報等メールサービスなどの操作を職員に習得させ、災害時において迅速な情報伝達活動ができるよう訓練を

行い、具体的な使用方法の習熟を図る。

7 災害情報共有化の推進

災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、各課内あるいは相互間における災害情報の共有化を推進する。

8 クラウドシステムなど I C T の導入に係る検討

県（危機管理総室、情報統計総室）、町、関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術（I C T）の導入やクラウドシステムの活用に努める。

第2 通信手段の周知

1 町民への連絡体制の周知

町は、町民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やインターネット等の活用方法の周知を図るとともに、町から町民へ避難情報等を伝達する手段について、事前に周知しておく。

第3節 緊急輸送路等の環境整備

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うために拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を指定するとともに、管理者はそれぞれの計画に基づきその整備を実施する。

第1 陸上輸送路の環境整備

県は、県庁、地方振興局、町、物資受入港等と接続する路線を緊急輸送路線に指定している。町は、道路の整備状況、社会経済条件等を勘案して県が指定した路線を緊急輸送路線として指定し、輸送車両を確保して物資等の輸送を迅速に行う。

1 緊急輸送路線の指定

(1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線。

(2) 第2次確保路線

県災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき道路。

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路で、町災害対策本部、輸送拠点と避難施設、地区防災拠点等を結ぶ町内の緊急輸送を確保するため、次の施設を結ぶ道路を指定する。

ア 町役場、病院、消防署、警察署、防災センター等の主要公共施設

イ 避難施設

ウ 物資の集積場所、輸送拠点、臨時ヘリポート

第2 航空輸送路の環境整備

1 臨時ヘリポートの整備

町は、空路からの物資等の受け入れを行うため、臨時ヘリポートの指定を行うよう努める。

臨時ヘリポート

施設名	所在地
総合公園 みんなの広場	新地町小川字川向地内

第3 物資受入港

町は、海路からの物資等の受け入れを行うため、相馬港を物資受入港に指定する。

第4節 避難体制の確立

災害が発生、又は発生する恐れがある場合、町民等を迅速に安全な場所へ避難させることが人命を守る上で最重要となる。町及び防災関係機関等において、適切な避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

町は、風水害、土砂災害、高潮、津波等の災害発生時又は発生する恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策の充実・強化を図る必要がある。このため、避難指示のほか、一般町民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、町は、避難指示の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、地震による津波はもとより、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

さらに、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。また、町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した他市町村からの避難者やホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、その際には、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

1 避難計画の内容

- (1) 避難の準備情報提供、避難指示を発令する基準
- (2) 高齢者等避難に関する情報提供、避難指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (6) 指定避難所の管理に関する事項

- (7) 指定避難所の整備に関する事項
- (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項
- (9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

2 高齢者等避難、避難指示を発令する基準

(1) 避難指示の判断基準の策定について

町は、国で策定された「避難情報に関するガイドライン」の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示の判断基準を策定する。

町は、町民に対して避難指示を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、高齢者等が避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知するものとする。避難指示の発令対象区域について、細分化しすぎると、かえって居住者等にとってわかりにくい場合が多い。このことから、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、洪水等の命を脅かすおそれのある範囲はまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。なお、基準及び範囲については計画的に見直すよう努める。

ア 洪水等に対する町民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示の発令基準を策定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示の発令基準を策定する。

イ 土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした、具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割する。その上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。なお、発令範囲については計画的に見直すよう努める。

ウ 高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。なお、発令基準及び範囲については計画的に見直すよう努める。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難指示の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおりである。

- ・水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、
県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、
県（危機管理総室）
- ・高潮災害 福島地方气象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

3 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠である。避難所として指定した施設には、災害が発生した場合に直ちに提供できるよう、あらかじめ飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成する。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮する。

イ 生活水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽等の整備に努める。

ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することに努める。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮する。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努める。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努める。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことに努める。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 被災者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等)を備蓄する。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の関係団体・企業等及び、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努める。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮する。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した町民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努める。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、被災者の命を守る観点から重要であり、避難所におけるペットとの飼育スペースの確保と飼育のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼育できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努める。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置する。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

特に、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

4 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行う。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておく。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮する。

イ 運営責任者の役割

(ア) 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備する。

(イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、町(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとれる体制を整える。

(ウ) 避難所の運営にあたって、班等を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整える。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターの配置に努める。

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努める。
 - (オ) 避難者名簿に基づき、常に被災者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町等と調整を行うこと。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましい。
 - (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、会議等を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努める。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努める。
- (2) 避難受入中の秩序保持
- ア 町民による自主的運営避難所
 - (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティア等の協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、被災者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援する。
 - (イ) 町民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにする。また、要配慮者の意見も反映させるようにする。
 - (ウ) 町民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の町民に負担が偏らないよう配慮する。
 - イ 防火・防犯対策
 - (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示する。
 - (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討する。
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- 被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供する。
- また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立する。避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から福島県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- 災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供する。
- また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。
- (5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口等を設置する。その際、女性の障がい者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切である。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、福島県へと適切に伝えていく仕組みを構築する。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

5 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておく。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努める。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、あらかじめ医療機関等との連携を密にしておくことが大切である。なお、感染症を発症した場合は、保健所の指示を仰ぎながら感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努める。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るといった観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮する。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄等に必要となる水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進める。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を正確に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保に努める。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努める。

なお、日頃から防災関連の情報伝達及び発災時における、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理する。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保

できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておく。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応する。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整する。

6 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

町は、さまざまな環境下にある町民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

7 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布・更新

町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布・更新等により、避難計画の内容について町民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成・更新に当たっては町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

第2 指定緊急避難場所の指定

町長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、円滑かつ迅速な避難を図るために、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波等の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定にあたり、町長は、指定緊急避難場所の管理者の同意を得るとともに、指定した旨を知事（危機管理総室）に通知し公示するほか、指定取消した場合も知事に通知し公示する。

1 指定緊急避難場所の指定基準

(1) 災害が発生又は発生する恐れがある場合において、避難を余儀なくされた居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。

ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

- イ 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- (4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生する恐れが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となる体系が確立されるよう選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

第3 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時からホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

なお、指定にあたり、町長は、指定避難所の管理者の同意を得るとともに、指定した旨を知事（危機管理総室）に通知し公示するほか、指定取消した場合も知事に通知し公示する。

1 指定避難所の指定基準

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談した際に助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保されるもの。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区の全ての町民を収容できるよう配置する。なお、昼夜間人口比率に注意し、勤労者・観光客等が収容できるように収容能力に余裕を持たせる。
 - ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水等の自然災害により被災する危険がない場所とする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。

指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や行政区（自主防災組織）で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れる体制整備を地域と協議のうえ進める。

(3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行う。

(4) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や、避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図る。

第5 避難路の選定

町が避難路として選定する場合の基準等は、概ね次のとおりとする。

(1) 避難路は、おおむね5メートル以上の幅員とするが、この基準に合わない場合は地域の実情に応じて選定する。

(2) 避難路は、円滑な避難が確保されるよう配慮する。

(3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。

(4) 周辺地域の状況及び災害の状況により道路通行が不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害から回避できる安全な指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを

日頃から町民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

また、マニュアルの作成や訓練等を通じて、町民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町は、町民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

さらに、避難すべき居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したものの。

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安心・安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう指示する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮した計画を定めておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣の町民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ計画に定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について計画に定めておく。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画を作成し訓練の実施に努める。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県や関係団体の助言や協力、調整のもと、県外も含めた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努める。

第8 避難誘導體制の整備

1 避難誘導體制の確立

町は、災害発生状況について迅速に把握し、消防新地分署、消防団、相馬警察署等と連携して避難誘導體制の確立を図る。

2 避難所等の周知徹底

町は、指定避難所及び避難方法等について、広報誌、ホームページ及び防災マップ等により町民等に周知徹底を図る。

3 行政区（自主防災組織）の育成

町及び消防新地分署は、迅速な避難誘導のため、行政区（自主防災組織）等の指導育成を行う。行政区（自主防災組織）は、避難情報の伝達・誘導などマニュアルを作成し、町、消防新地分署

の指導により訓練を行う。

4 地域における避難

避難は、できるだけ事業所、学校又は行政区（自主防災組織）等を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、あらかじめ話あって取り決めた内容に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

5 要配慮者等の避難誘導対策

- (1) 町は、要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人（避難行動要支援者）の安全・確実な避難のため、町が避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員や消防団、行政区（自主防災組織）等と協力して個別の避難計画を策定し、避難支援体制を整備する。
- (2) その他の要配慮者については、民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら、要援護の高齢者、障がい者等の所在等の把握に努めるとともに、要援護の高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう、行政区（自主防災組織）等の協力が得られる体制づくりを推進する。

6 避難所の管理運営体制の整備

施設管理者は、指定避難所の管理運営を円滑に行うため、指定避難所の開設及び管理運営について以下の事項を定めた管理運営マニュアルの作成に努めるとともに、定期的な訓練を行う。

- (1) 指定避難所の開設方法
勤務時間外における開設方法、開設担当職員等について定める。
- (2) 管理責任者の明確化
指定避難所ごとの管理責任者を明確にする。
- (3) 行政区（自主防災組織）、町民団体による運営体制の確保と運営方法等
指定避難所における運営は、避難した町民を中心として行われるものとし、訓練等によりその周知徹底を図る。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

町民が迅速に避難するためには、町民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は町民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図る。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成したハザードマップ等で確認する。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておく。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認する。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておく。

第5節 要配慮者の安全確保

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等、いわゆる「要配慮者」の安全確保を図るため、社会福祉施設等の防災対策を推進するとともに、在宅の要配慮者を把握し、行政区（自主防災組織）等の地域の協力の下、安全確保を図る。

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」（平成25年8月）を踏まえた避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 避難支援等関係者となる者

基本的には次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。ただし、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、及び行政区（自主防災組織）、福祉事業者に限定せずに、町民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保する。

- (1) 消防署・消防団
- (2) 警察署
- (3) 民生児童委員
- (4) 新地町社会福祉協議会
- (5) 行政区（自主防災組織）
- (6) 新地町地域包括支援センター
- (7) その他、町長が必要と認めた者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を原則として次の（1）と（2）のいずれにも該当する町民とする。

- (1) 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある下記ア～クに該当する方で、在宅で生活している方
- (2) 関係機関への個人情報提供に同意する方
 - ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
 - イ 70歳以上のみ世帯員
 - ウ 身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級を所持している方）
 - エ 知的障がい者（療育手帳Aを所持している方）
 - オ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方）
 - カ 難病患者
 - キ 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している方
 - ク その他、町長が特に認める次のような方
 - ① 上記アからキの分類で程度の判定では該当しないが、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方
 - ② 家族と同居しているが、日中は一人となるアからキに準じた方で、避難行動に不安

があり名簿登録を希望する方
ケ 乳幼児、妊産婦、外国人の方など

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、要配慮者について避難支援、安否の確認その他の要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

町で把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事及びその他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

4 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、本人から同意を得たうえで、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で前第1-1項に定める避難支援等関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

5 名簿情報の提供における配慮

(1) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成30年9月）に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。

- ア 名簿には個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援

- 等関係者に限り提供する。
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。
- エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ 名簿情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。
- キ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

6 名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、年に1度情報の確認を行うとともに、日ごろから以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。

また、名簿を更新したときは、名簿情報を提供している避難支援等関係者にも周知を行う。

(1) 自宅等の訪問

避難支援等関係者の協力のもと、定期的に要支援者を訪問して安否確認を行うとともに、近隣の町民とのコミュニケーションが図られるよう努める。

(2) 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が転入してきた場合、関係課はその情報を名簿の作成・管理を行う総務課に連絡する。

(3) 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が要介護認定等の変更により、新たに要件に該当するようになった場合、また要件を満たさなくなった場合、関係課はその情報を総務課に連絡する。

(4) 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係課はその情報を総務課に連絡する。

(5) 長期入院等

避難行動要支援者が入院した場合や社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係課はその情報を総務課に連絡する。

7 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うための通知又は警告の配慮

(1) 高齢者等避難開始等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難開始、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

ア 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知又は伝達できるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話の緊急速報メールや防災メール、FAX、町ホームページなど、多様な情報伝達体制の整備を図る。

また、防災行政無線の戸別受信機など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

さらに、要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域の町民全体で話し合っ規則を決めて周知する。

第2 全体計画において定める事項

町は、次の事項を細目として、あらかじめ定めた全体計画を町地域防災計画の下位計画に位置づけ作成する。

- (1) 名簿作成に関する関係課の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第3 個別計画の策定

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員、社会福祉協議会、行政区（自主防災組織）、福祉事業者等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努める。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、行政区（自主防災組織）、民生児童委員、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備、安全点検

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう、各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等について、常時安全の点検を行う。

2 組織体制の整備

(1) 防災計画の作成

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を作成する。

(2) 組織体制の留意点

ア 夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

イ 管理者は、町との連携を図り、施設相互間並びに他の施設、町民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。また、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 防災関係機関への連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に備えて、防災関係機関への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段や方法を確認するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

(2) 緊急連絡先の確認

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、日頃から緊急連絡先の確認を行う。

4 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練等の実施

施設の職員や入所者が災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練、避難訓練を定期的に実施する。

(3) 防災教育・防災訓練等の留意点

ア 自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

イ 職員に対しては、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

ウ 訓練終了後に訓練結果の検証を行うことにより、改善点を明らかにし、総合防災訓練

実施要領に反映する。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努める。また、在宅者の安全性を高めるために住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置等を推進する。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示の意味と内容の説明等の啓発活動を行う。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対して適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 対象者及びその家族に対する指導

- ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておく。
- イ 災害時には近隣の協力が得られるよう、日常的に努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

(2) 町民に対する指導

- ア 行政区（自主防災組織）等は、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平時から整備する。
- イ 災害時には要配慮者の安全確保に協力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は、要配慮者やその家族が参加するよう働きかける。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

(1) 避難行動要支援者の把握

発災初期においては、町及び防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生児童委員等と連携を図りながら、行政区（自主防災組織）等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握しておく。また、発災時においては町民による救出や避難誘導活動を行うことが重要となる。

(2) 避難用器具等の整備

町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第7 外国人に対する防災対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、災害発生時に迅速・適確な行動が出来るよう、外国語、やさしい日本語等での情報提供に努める。

第8 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者等の生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない避難所に要配慮者が避難した場合は、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるよう、あらかじめ体制の整備に努めておく。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、避難所での生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておく。また、福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定する。避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関しては、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第6節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材の整備、廃棄物処理計画の策定

及び罹災証明書発行体制の整備

町は、町民の生活を確保するため食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

第1 食料、生活物資、飲料水等の確保

1 非常用食料

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、非常用食料について、住家からの非常持ち出しができない避難者数の1日分以上の確保を目標に備蓄する。備蓄品は、アルファ米、パン、レトルト食品、粉ミルク、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、子どもや高齢者等に配慮する。また、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努める。
- (2) 町は、あらかじめ食料関係機関及び販売業者等と食料調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受けるなどの協力体制を整備する。

2 生活物資

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、生活物資については、住家からの非常持ち出しができない避難者分を目安に備蓄する。また、調達が可能な物資については備蓄ではなく調達による。備蓄及び調達が必要な生活物資としては、次のような品目があげられる。
 - ア 寝具（毛布等）・簡易ベッド
 - イ 衣料品（下着、作業着、タオル、紙おむつ）
 - ウ 炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）
 - エ 食器・日用雑貨
 - オ 暖房器具
 - カ 簡易トイレ
 - キ 要配慮者向け用品 等
- (2) 町は、必要に応じ、あらかじめ卸売業者、販売業者及びこれら関係機関と物資調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備する。

3 飲料水

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3Lに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）を備蓄に努める。
- (2) 町は、平常時から生活用水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に町民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。

4 燃料

- (1) 町は、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築する。
- (2) 町は、あらかじめ石油業関係機関及び販売業者等と燃料調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備する。

5 町民の自主的な備蓄の推進

行政区（自主防災組織）、事業所及び町民は、7日分の食料の備蓄や、燃料及び医薬品等の生活物資や非常持出品の準備に努めるほか、最低3日分の飲料水の備蓄に努める。

町は、町民の自主的な備蓄の推進に向け、防災週間、防災関連行事、防災訓練等のイベント、広報紙及び町ホームページでの呼びかけ等を通じ、日頃からの備えについて啓発を図る。

第2 防災資機材等の整備

1 防災備蓄倉庫の整備

町は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 水防倉庫の設置

町は、重要水防地域における災害対策を進めるため、水防倉庫を設置しており、水防用資機材の充実を図る。

3 防災資機材等の整備

町及び消防署は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示す。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町及び県（環境保全総室）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第4 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるな

ど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第7節 水害予防対策

町、県及び関係機関は、台風、集中豪雨及び地震に伴う水防施設の崩壊により、河川・水路における洪水等の災害を未然に防止するため、河川・水路等の整備と管理を推進する。また、災害時における町民の安全が確保されるように計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川対策

1 重要水防区域

本町は、埴川、三滝川、砂子田川、濁川、立田川、木崎地区海岸を有している。過去にも被害を受けていることから、被害の予防及び軽減の対策に努める。

なお、知事が指定した本町の重要水防区域は資料編のとおりである。

2 河川の改修等

- (1) 県と協力して、全体計画に基づいた改修整備を促進する。
- (2) 町管理の河川については、災害発生の危険度により、県管理河川の整備との整合を図りながら、将来の土地利用計画を踏まえて整備を進めるものとする。
- (3) 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

3 水防倉庫内の資機材の点検及び整備

河川管理者等は、災害時の水防に万全を期し、応急対策活動に支障がないように適宜水防倉庫内の整理及び資機材の整備に努め、常に使用できるよう点検整備を行う。

4 防災体制の整備

- (1) 水防体制の確立
新地町水防計画に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。
- (2) 情報伝達体制・避難体制の確立
福島県河川流域総合情報システム、気象庁ホームページ等を活用し、避難判断等適切な措置を取る。大雨による洪水被害やため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、町民及び関係者に周知徹底する。
- (3) 洪水浸水想定区域の防災マップの作成
洪水浸水等の災害における町民の適切な避難や防災活動に役立てるため、洪水浸水想定区域の防災マップを作成して町民に配布する。併せて町ホームページに掲載する。

第2 雨水排水対策

1 既存排水施設の整備・管理

既存の排水施設について適切な維持管理に努め、市街地内の低地域、その他の低地域の水害防止及び被害軽減に努める。

第3 その他の施設の維持補修

1 ため池の点検と維持補修

大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について適宜に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について整備促進を図る。

また、ため池に被害をおよぼす可能性がある災害発生時においては、重点ため池を優先した点検を実施する。

2 湛水防除施設の活用

湛水防除施設の活用により、大雨による内水氾濫等から農地等の湛水を防除して被害軽減を図る。

第4 高潮対策

本町には、重要港湾相馬港をはじめ漁港施設があり、物流の拠点及び漁業の基地として、また、火力発電所、天然ガス発電所等が操業しておりエネルギー港湾としても重要な役割を果たしている。強風や気圧急変によって発生する高潮による越波災害や海岸浸食を防ぐため、町は県に対して海岸保全施設の整備を要望していく。

第8節 土砂災害予防対策

町、県及び関係機関は、大雨、地震等による地すべり、崖崩れ等の土砂被害を防止するため、土砂災害防止対策を推進するとともに、災害時における町民の安全が確保されるよう、警戒・避難体制の確立に努める。

第1 土砂災害予防対策

1 危険箇所の周知と防災パトロールの強化

町は、広報紙、パンフレット等を通じて、町民に対し急傾斜地崩壊危険箇所などの周知徹底に努める。また、危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロールを行う。

2 地権者等に対する防災措置の指導

急傾斜地崩壊危険箇所などの地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行う。また、当該地域の居住者に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図る。

3 早期事業の促進

大雨や地震などに伴う崖崩れ、地すべり等により、被害が甚大となることが想定される人家に接近する危険箇所については、町民の協力を得ながら、県と協議し、急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け、急傾斜地及び地すべり対策事業の促進に努める。

第2 宅地防災対策

1 防災パトロールの強化と防災措置の指導

宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等の恐れのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

2 規制区域の設定

丘陵地や急傾斜地における宅地の造成については、必要に応じて、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)による規制を県に要請し、崖崩れ又は土砂の流失による災害を防止するため、危険のないよう十分な行政指導を行う。

第3 土砂災害防止対策

1 土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、町の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

町防災会議は、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報の収集・伝達及び警戒避難体制の整備に関する事項を災害応急対策計画に定める。また、町長は土砂災害に関する防災マップを整備し、情報の伝達方法、避難場所に関する事項等を町民に周知させるよう努める。

(3) 要配慮者への伝達体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設について、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難情報等の伝達体制の整備を図る。

2 土砂災害特別警戒区域の指定及び住宅などの立地抑制等

(1) 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により建築物に損壊が生じ、町民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を、町の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域として指定する。

(2) 住宅などの立地抑制等

県は、土砂災害特別警戒区域内の開発行為を制限し、許可、監督等を行うほか、建築物の建築確認、所有者への移転勧告を行う。

3 急傾斜地等の災害予防

県は、急傾斜地等からの山腹崩壊及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生するおそれがあると想定される土地について、治山事業等の促進を図る。

第9節 津波災害予防対策

沿岸地域において津波災害から町民の生命の安全を守るため、海岸保全施設等の整備・改修、避難体制、津波警報等の情報伝達体制の確立、津波に関する知識普及啓発及び津波避難訓練の実施など、ハード・ソフト両面で対策を実施することにより、津波被害の軽減を図る。

第1 海岸保全事業等の実施

1 防潮堤及び海岸防災林の整備

沿岸部においては東北地方太平洋沖地震からの復興事業の一環として、防潮堤の嵩上げ及び海岸防災林の整備が行われた。通常時は防風林、防砂林としての機能を有するほか、津波災害時は、津波の勢いを減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保することや、津波による漂流物を補足し漂流物の衝突による被害を軽減する効果が期待できる。

第2 津波情報伝達体制等の確立

1 津波情報伝達体制の整備

町及び関係機関は、町民、学校、観光客、漁業者、港湾関係者、走行車両等に対し、津波警報等や避難指示を確実かつ迅速に周知又は伝達するため、相互に連携して情報伝達手段の整備・点検及び夜間休日を含めた町民等への情報伝達体制の整備を行う。

2 津波監視体制の整備

町は、新たに整備した沿岸監視カメラを活用した。無人監視体制を確立する。なお、平常時から点検を適宜行い、災害時での活用を確実なものとする。

3 津波情報等の伝達方法

(1) 防災行政無線

津波は、地震発生後に極めて短時間で沿岸に到達する恐れがあるため、町は、新たに整備した防災行政無線システムの屋外拡声子局（スピーカー）により、津波警報等の情報や避難指示の避難情報等を迅速に、沿岸地域の町民、学校、漁業者等に伝達する。

なお、気象庁から津波警報等が発表されると、J-ALERT（全国瞬時警報システム）と連動して、防災行政無線のスピーカーより情報が伝達される。津波到達予想時刻や高さ、避難指示については、総務課職員の手動により迅速に伝達する。

(2) 緊急速報メール及び町防災メール

津波警報等の発表後、緊急速報メール（エリアメール）機能により津波警報等が瞬時に配信されるほか、町防災メール登録者に対しては総務課職員が迅速に津波警報等の配信を行う。

(3) 消防車両等による広報

消防署、消防団又は町広報車により、自らの安全確保を第一としながら沿岸からの退避を呼びかける広報を行う。

第3 津波避難場所の指定及び避難道路の整備

町は、津波による危険が予想される地域において、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の

指定を行う。

津波時の一時避難場所

避難場所	所在地
聖ヨハネ教会跡地	埴木崎字磯山 183
大戸浜緑地広場	大戸浜字宮田 23
今泉墓地広場	今泉字浜畑 146

第4 津波避難場所表示板等の整備

町は、沿岸地域の町民や観光客等に迅速かつ円滑な避難誘導を行うため、避難場所表示板を整備した。観光地や海水浴場などには、観光客への周知を図るため避難場所等案内板を整備するとともに海拔等の表示を進める。

第5 津波避難計画の策定等

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域の指定

(1) 津波ハザードマップの作成

町は、東北地方太平洋沖地震の津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域や、指定緊急避難場所等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、町民への周知を図る。

(2) 津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第1項及び同条第2項の規定に基づき、平成23年9月に新地町災害危険区域に関する条例を制定し、津波による災害の危険が著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域での住居の用に供する建築物の建築制限を行う。

2 津波避難計画の策定

(1) 津波避難計画の作成

町は、津波発生時町民等が迅速かつ円滑に避難できるよう、東北地方太平洋沖地震の津波浸水区域等を参考にし、町民、行政区（自主防災組織）、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の町民等への周知徹底を図る。

(2) 津波避難計画に定める内容

町が作成する津波避難計画には、以下の事項について定める。

- ア 津波浸水想定区域図
- イ 避難対象地域
- ウ 避難困難地域
- エ 緊急避難場所等、避難路等
- オ 初動体制
- カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- キ 津波情報の収集、伝達
- ク 避難指示の発令
- ケ 津波対策の教育・啓発
- コ 避難訓練
- サ その他の留意点

(3) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ行政区（自主防災組織）、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておく。

また、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第6 津波防災知識の普及啓発及び津波避難訓練

1 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の迅速かつ主体的な避難行動が基本となるため、平常時から津波襲来前に率先して避難行動を取ることの重要性、及び津波警報等や避難指示にとるべき避難行動、避難路や避難場所等に関し、継続して啓発に努める。

2 津波避難訓練の実施

町は、県、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた町民の参加による情報伝達訓練や津波避難訓練を定期的実施する。

第7 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催参加

町、県、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- (1) 震災に対する町民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- (2) 沿岸地域の危険性の把握
- (3) 津波注意報・警報及び大津波警報発表時の警戒体制
- (4) 津波注意報・警報及び大津波警報の町民への伝達体制
- (5) 町民の避難等
- (6) 津波発生時の応急対策
- (7) その他連絡会が必要と認める事項

第10節 火災予防対策

火災の発生を未然に防止するため、出火防止、初期消火の徹底及び火災の拡大防止等に関する事項について定める。なお、消防新地分署、消防団との連絡を密にして、消防行政の円滑化を図る。

第1 火災予防対策

1 防火防災意識の高揚啓発

町、消防新地分署及び消防団は、春秋季全国火災予防運動をはじめ各種予防啓発活動を通じ、出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

2 住宅防火対策の推進

町、消防新地分署及び消防団は、住宅からの火災発生を未然に防止するため、消火器具、耐震安全装置付火気使用設備器具及び住宅用火災警報器等の普及に努める。

3 防火管理者制度の運用

火災による人的、物的損害を最小限に留めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防新地分署は、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者の選任を遵守させ、防火管理体制の強化を図る。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防新地分署は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施する。特に宿泊施設、スーパーマーケット等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町、消防新地分署及び消防団は、建物火災時の逃げ遅れによる被害を防止するため、消防法により設置が義務づけられている住宅用火災警報器を全ての住宅に設置するよう啓発する。また、初期消火の実行性を高めるため、消火器、消火バケツ等の普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

2 行政区（自主防災組織）の初期消火体制

町、消防新地分署及び消防団は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、行政区（自主防災組織）を中心とし、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第3 火災の拡大防止

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急道路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物を原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築の推進を啓発指導する。

第4 消防力の強化

消防力の整備指針（平成12年1月20日消防長告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に基づき、国庫補助制度等を活用して、消防力等の整備充実強化を図る。

1 消防施設等の整備

(1) 消防用機械の整備

消防団の各分団に配置した消防ポンプ車及び小型動力ポンプの更新を行い、消防力の増強を図る。

(2) 消防水利の整備

防火水槽の設置を推進するほか、プール、河川、ため池等の自然水利を活用して水利の確保を図る。

(3) 消防通信設備の整備

消防ポンプ車、消防積載車等に対する装備の適切な維持更新を行うとともに、携帯用無線機の配備を行う。

(4) 消防用器具の整備

消防ホース及び吸水管等の消防用具を効果的に更新し、整備を図る。

(5) 広域消防本部の通信施設等の整備

相馬地方広域消防本部の通信施設等は、管内各署及び分署と消防・救急救助に関する情報の伝達、受令応答等を迅速に行う上で重要な役割を果たしているため、その運用に支障を来すことがないように、広域消防本部及び他構成自治体と連携し、適宜、整備を行う。

2 教育訓練計画

教育訓練は、消防新地分署職員及び消防団員の資質の向上を図るため、基礎訓練を重点的に取り上げ、応用訓練及び実践訓練を主眼として消防対象物に応じ、防御知識の習得と技術の向上を図るよう計画し実施する。

また、行政区（自主防災組織）、女性消防隊等の指導者等を対象とした防災教育の拡充を図る。

(1) 教養基準に従った教養研修の実施。

(2) 基礎訓練として規律訓練、訓練礼式、消防活動に必要な車両訓練、操法訓練を計画し実施する。

(3) 火災は、初期において防御しなければならないため、迅速かつ適切な火災防御活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を想定した訓練計画を立て、消防技術の向上を図る。

(4) 洪水に対処する消防機関の役割を十分に理解することができるよう洪水防御について訓練を実施する。

第5 広域応援体制の整備

町及び相馬地方広域消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部と消防相互応援協定を締結するとともに、既存の「相馬地方市町村消防団相互応援協定書」についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第11節 雪害防止対策

積雪、凍結等による交通、通信及び電力等の災害の防止を図り、町民生活の安定に期する。

第1 除雪等

1 除雪等業務計画の作成

降雪期を前に、総合的かつ計画的な除雪対策の推進を図る。また、毎年降雪期前に各関係機関（除雪に関する機関）と相互に連絡調整を行い、除雪対策及び凍結対策を中心にした除雪等業務計画を定めて万全を期する。また、必要な広報を行い、広く町民に周知徹底し、雪害の予防と軽減を図る。

2 除雪

積雪等により通行が不能になった状態に至った場合は、県相双建設事務所若しくは磐城国道事務所原町維持出張所等の関係機関及び相馬警察署と連絡を密にし、早期の通行確保に努める。町道にあつては、新地町総合建設業組合等の協力を得て実施する。

なお、除雪を行うにあたっては、緊急輸送路に指定されている道路を優先的に確保する。

3 凍結防止

道路が凍結又は凍結の恐れがある場合は、県相双建設事務所又は磐城国道事務所原町維持出張所等の関係機関及び相馬警察署と連絡を密にし、凍結防止剤及び融雪剤の散布等を行い、交通の安全確保に努める。

第2 交通の制限と表示

緊急輸送以外の車両通行の禁止又は制限が必要と認めた場合は、県相双建設事務所及び相馬警察署に連絡し、通行禁止等の措置と標示等の設置の措置を講ずる。

交通の制限の方法等については、「第3章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送対策」に準じる。

第12節 都市の防災機能強化

市街地における建築物の耐震化及び不燃化を促進し、風水害、火災、地震等による建造物の損害を予防するための事業及び対策について都市計画等と合わせて、都市構造そのものの防災性の向上を図る。

第1 市街地における耐震化及び不燃化の促進

町中心部の木造家屋等が密集している地域については、火災や地震により多くの被害が生じる恐れがあるため、建築物の耐震化、不燃化を促進する。

第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペース（延焼防止帯）として機能するとともに、応急救助活動時にも活用するなど、防災上重要な役割を担っているため、これらの機能の整備に努め、防災空間の確保を図る。

第3 道路及び橋梁の災害予防

道路及び橋梁は町民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、施設の管理者は災害から施設を防護するため、常に各施設の整備改善及び維持管理に努める。

1 道路施設等の耐震点検及び対策工事、狭あい道路の整備促進

- (1) 道路近接法面の路面への崩壊及び路体の崩壊が予想される箇所を把握する。
- (2) 崩壊防止のため補修工事を必要とする箇所については工法決定のための測量、地質調査等を行い、その対策工事を実施する。
- (3) 災害発生時には、消防車両等の緊急車両が迅速に通行できるよう、狭あい道路の整備促進に努める。

2 橋梁の点検整備及び耐震化

- (1) パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図る。
- (2) 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。
- (3) 老朽橋、耐震設計を満たしていない橋梁については、耐震対策を実施することを基本とし、新設橋梁については各部材及び橋全体が必要な耐震性を有するよう配慮する。

第4 消防水利施設の設備強化

消防力の強化を図ることを目的に、防災施設の整備及び消防水利の基準に基づき消火栓、防火貯水槽、プール、各種受水槽、自然水利等の機能維持を重点的に行い、災害の際に有効活用が図られるよう日ごろの点検充実を図る。

第5 雨水排水対策

「第2章 災害予防計画 第7節 水害予防対策 第2」を参照。

第 13 節 建築物等災害予防対策

町、県及び関係機関は、所管施設について、災害時における建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化して耐震・耐火性を保つよう対応し、公共建築物の耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

第 1 建築物等の耐震化対策

町及び関係機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、昭和 56 年 6 月 1 日以前に建設された新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物についても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震化

災害時において避難施設や災害応急対策を図る上での拠点的な施設となる公共建築物については、建築基準法第 12 条の規定により、定期的に、有資格者による建築物及び建築設備（以下「建築物」という。）の点検を実施し、耐震性・耐火性向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

町では、新たな公共建築物は新耐震基準を満たす設計とし、新耐震基準施行以前の施設等についても耐震改修により耐震化を図っている。

2 民間建築物の耐震化

(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 法律第 123 号、平成 25 年 11 月改正）により、民間建築物であっても、次の要件を満たす建築物の所有者は、耐震診断を行い、特定行政庁である県に報告することが義務付けられた。

町は県と協力の上、義務付け対象となった建築物の整理を行う。

ア 要緊急安全確認大規模建築物

- ① 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの
- ② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

イ 要安全確認計画記載建築物

- ① 県又は町が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物
- ② 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 住宅、その他の建築物の耐震性の確保

本町の住宅の多くが木造一戸建であり、地震による倒壊、火災の延焼等を防ぐことが重要である。町は県と協力し、耐震診断・耐震改修の相談や建築相談の体制を整備するとともに、住宅の耐震診断及び耐震改修に関するパンフレット等の配布により普及啓発を図る。

また、鉄筋コンクリート造建造物及び鉄骨造建造物については、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針（一般財団法人日本建築防災協会、平成 13 年 10 月改訂）、耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針（一般財団法人日本建築防災協会、平成 23 年 9 月）等に基づき、建築士会、建築設計事務所等の建築関係団体の協力を得るなどして指導を図る。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊は、生命や身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなる。地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、道路沿いの所有者に対して、建築基準法に適合するよう指導する。特に主要通学路、避難路、避難場所の各周辺のブロック塀所有者に対しては、定期的点検、補強を指導する。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震発生時の建築物の窓ガラス、看板、外装材、屋外広告物等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じる。

- (1) 落下物の恐れがある建築物について、所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (2) 落下物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

第2 建築物の建築制限

1 災害危険区域の指定による建築制限

町は、建築基準法第39条第1項及び同条第2項の規定に基づき、平成23年9月に新地町災害危険区域に関する条例を制定し、津波による災害の危険が著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域での住居の用に供する建築物の建築制限を行っている。

第3 文化財災害の予防対策

文化財は、郷土を正しく理解するための貴重な町民共有の財産である。文化財を災害から保護し後世に伝えるため、防災設備の整備及び火災予防体制等の管理体制の強化に努める。

1 文化財保護意識の普及啓発

町民の文化財に対する防火意識の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び県教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の普及啓発に努める。

2 防災設備等の整備強化

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行い、防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚き火の禁止及び禁煙等の区域設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防新地分署は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

第14節 危険物施設等災害予防対策

災害による危険物施設等の被害拡大を防止するため町、防災関係機関及び関係事業所は、施設の災害対策、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して危険物施設等の安全を確保する。

第1 危険物施設災害予防対策

危険物施設等は、地震動や液状化によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらす恐れがあることから、保安体制の強化を図る。消防新地分署は、消防法をはじめ、関係法令の周知徹底及び規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

消防新地分署は、危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

2 指導の強化

消防新地分署は、危険物施設等の現況を把握するとともに、立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- (1) 法令上の基準の遵守
- (2) 施設・設備等の耐震化
- (3) 災害時の応急対策（予防規程認可事業所では、災害時の応急対策及び消防活動、教育・訓練等の遵守）

3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図り、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

第2 町長等の措置要領

町長及び消防新地分署は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- (1) 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、消防新地分署又は県に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 町長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防新地分署及び県と相互に情報を交換する。

第3 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第4 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第5 毒物劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第15節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

町は、災害時に医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護体制の確立

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、行政区（自主防災組織）等の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と町民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は県（健康衛生総室）と連携し、災害時に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」及び「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、調達計画の策定に努める。

なお、県（健康衛生総室）及び県保健所との協力により供給体制等の整備に努める。

3 傷病者等搬送体制の整備

- (1) 搬送手段の確保

町、消防新地分署及び相馬地方広域消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車等の手段を確保する。

- (2) 搬送経路、搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保する。

- (3) ヘリコプターによる搬送

災害による搬送経路の被害も考慮し、県や近隣都市との協力を得て、ヘリコプターによる搬送体制を確立する。

4 健康診断・健康相談体制の整備

災害時における災害派遣医療チーム（DMAT）や日本医師会災害医療チーム（JMAT）の受入体制の整備に努め、保健師等による避難施設、応急仮設住宅等への健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者への対応を行う。

第2 防疫体制

1 防疫体制の確立

災害時の防疫活動は、被災状況に応じて防疫隊等を編成して実施する。災害時に防疫隊等の編成を円滑に実施するよう、具体的な防疫隊等の編成方法等について、事前に検討しておく。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用機械等、災害時に緊急に調達することが困難であると予想される薬剤及び資機材等については、備蓄等により確保するとともに、災害時の調達計画を策定する。

3 感染症患者の医療体制の確立

町は、災害の発生時に感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の受入体制の把握と患者又は病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

第16節 防災教育の推進（防災知識の普及啓発等）

災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、職員に対する防災教育を行うとともに、町民が日ごろから災害に対する正しい知識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確に対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 町民に対する防災教育（防災知識の普及啓発）

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として広く町民に防災知識の普及啓発活動を行う。

1 実施の時期

普及啓発事項	実施時期	
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防止週間	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日
地震・津波災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日 津波防災の日	1月15日～1月21日 1月17日 8月30日～9月5日 9月1日 11月5日

2 普及啓発の内容

- (1) 過去の被災状況
- (2) 災害発生時の心得等の災害に関する一般的知識
- (3) 食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (4) 負傷の防止、応急救護、避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (5) 避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (6) 警報等発表時や避難指示、高齢者避難開始の発令時にとるべき行動
- (7) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (8) 飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼育についての準備等
- (9) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及啓発の方法

町及び防災関係機関は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事の開催のほか、防災マップ、防災の手引き、パンフレット等の作成、広報紙、ホームページによる広報活動により、防災意識の普及啓発を図る。

第2 防災対策要員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員をはじめ、全ての職員に対し、防災教育の徹底を図る。講習会、研修会及び実践的な訓練等により、必要な防災教育を行うとともに、災害対策マニュアル等を作成し、これを習熟させ、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

第3 防災上重要な施設における防災教育

消防新地分署及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設については、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等は、自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者に対する防災教育を徹底する。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救助及び救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を利用して理解を得られるよう努める。

2 ホテル及び旅館等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等については、耐震診断の確実な実施とともに災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施し、管理者に対して、講習会や研修会等を通じて防災教育を徹底する。

(2) 防火管理体制の強化

出火による人的、物的損害を最小限に留めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実に行える体制を確立する必要がある。

そのため、消防新地分署は、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるよう指導に務める。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

不特定多数の人々が集まる施設（大規模小売店舗及びレクリエーション施設等）の管理者は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施する。

第4 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として自然災害の発生メカニズムをはじめ災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにする。災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培う。

1 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な高揚と訓練の充実を図るため、防災専門家や消防署等からの防災指導者を招いた避難訓練を実施する等、内容を工夫する。また、町及び町教育委員会は、幼児・児童・生徒等の被災時の保護者への引き渡し方法や避難方法について、あらかじめルールを定めるよう学校等に指導する。

2 教科等による防災教育

「生活科」、「社会科」、「理科」、「保健体育科」、「総合的な学習の時間」等を通じて自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

3 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 社会教育における防災教育

社会教育における防災教育は、学校など教育機関以外の場で、町民の生命及び財産を守る知識を得るために行うものである。公民館などの社会教育施設における講習会、研修会等を通じ、断片的な知識だけではなく、地域の防災に関する総合的な知識の普及に努める。

第6 要配慮者に関する防災知識の普及

高齢者、障がい者、傷病者入院患者、乳幼児、妊産婦、日本語を解さない外国人、土地に不慣れた旅行者等は、災害が発生した場合、通常の町民に比べ避難等の対応をとることが困難なため、町はこれら要配慮者を抱える施設及び行政区（自主防災組織）等に対し、日ごろから要配慮者対策に必要な防災知識の普及に努める。

第7 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集・公開

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害状況を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する慰霊碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第17節 防災訓練の充実

災害時に迅速かつ的確な行動を行い被害の防止及び軽減を図るためには、発災状況を想定した日ごころからの訓練が重要である。町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練及び各種の防災訓練を実施し、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実に努め、町民の防災意識の高揚を図る。

また、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

町は、大規模な地震・津波、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、行政区（自主防災組織）、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた町民等の参加の下に、必要に応じて総合防災訓練を実施する。

(1) 訓練項目

次のような項目とし、町民参加型の実践的な訓練を行う。必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

- ア 非常招集及び自主招集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- ウ 町民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- カ 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等受入れ

第2 個別訓練

町及び防災関係機関は、必要に応じて個別訓練を実施する。

1 消防訓練

消防訓練は、次の内容を織り込んだ訓練とし、時期を選定して実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 出動訓練
- (3) 通信連絡訓練
- (4) 消防操法訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) 救出救助訓練
- (7) 建物火災防御訓練
- (8) 林野火災防御訓練
- (9) 車両火災防御訓練

- (10) 文化財保護訓練
- (11) 自衛消防隊教育訓練
- (12) 危険物火災等特殊火災防御訓練

2 水防訓練

新地町水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

3 避難訓練

- (1) 消防訓練、水防訓練等と合わせて実施し、避難の指示、誘導伝達方法等の訓練とする。
- (2) 町は、町民を対象とした各種災害の避難訓練を実施する。
- (3) 町教育委員会及び小中学校は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- (4) 町及び消防新地分署は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の人が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力を行う。

4 非常招集訓練

地震による災害のように、突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災組織及び活動等の確認、整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるよう訓練を実施する。

5 災害通信訓練

災害通信訓練は、災害の予防、応急対策の際の人命の救助、救護、交通通信の確保及び各種連絡、報告のために行う訓練で概ね次に掲げる。

- (1) 有線訓練
 - 有線系統によって非常通報を迅速かつ的確に実施する訓練
- (2) 多重化した通信手段を使用した通信訓練
 - 防災行政無線、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、災害現場から避難救助等に関する非常連絡事項を迅速かつ的確に関係機関まで伝達する訓練
- (3) 非常通信訓練への参加
 - 有線及び町防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

6 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、行政区（自主防災組織）等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

7 津波防災訓練

津波襲来時における防災活動の円滑な遂行を図るため、消防団、漁業関係者等の協力を得て、津波防災に関する訓練を実施する。

- (1) 訓練内容
 - ア 津波予警報等の受理伝達
 - イ 防災沿岸監視カメラシステムによる海面監視

- ウ 通報、召集
- エ 通信器材による訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 安否確認（避難行動要支援者を含めた）
- キ その他津波、浸水対策に必要な事項

8 その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、情報伝達訓練、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、行政区（自主防災組織）及び町民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケット及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を定期的実施する。

また、地域の一人として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

2 行政区（自主防災組織）等における訓練

行政区（自主防災組織）等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防新地分署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。訓練項目は、図上訓練、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練、避難所運営訓練などを行う。

また、行政区（自主防災組織）等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に行政区（自主防災組織）等の活動を支援する。

3 町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での避難場所、避難路、避難方法及び連絡方法の確認に努める。

第18節 消防団の充実

消防団は、災害発生時において、地域防災力の要として重要な役割を担っている。消防団は、近年の社会情勢の変化により、団員数の減少、団員の高齢化、団員の就業構造の変化等の問題が生じているため、消防団の活性化を図るために必要な対策を講ずる。

第1 消防団の現況

本町における消防団の状況は、資料編のとおりである。

第2 消防団活性化対策の内容

1 消防団の施設・装備の強化

- (1) 消防団拠点施設（団屯所、集会所等）
- (2) 無線機器（携帯用無線機、車載用無線機、無線受令機）
- (3) 安全装備品（防火服等）
- (4) 消防防災用車両（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車等）
- (5) 災害防御用資機材（小型動力ポンプ、簡易水槽等）

2 消防団の社会的地位向上及び町民の協力を得るための施策

- (1) 広報活動の充実（消防団活動の周知広報、戸別訪問による防火指導）
- (2) 地域のコミュニティ活動への参加促進（地域のお祭り、スポーツ文化事業への参加等）
- (3) 地域内諸団体（青年団、女性団体等）との交流強化（各種行事の共催・参加等）
- (4) 事業所に対する協力要請

第3 その他の施策

- (1) 教育訓練の充実

第19節 行政区（自主防災組織）等の育成

町は、災害の防止又は被害の軽減を図るため、町民及び事業所等が災害時に迅速な行動がとれるよう、自主的な防災組織の結成と育成を図る。

第1 行政区（自主防災組織）の育成・強化

(1) リーダーの育成

行政区（自主防災組織）の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、リーダー育成のため、各種の防災関係講習会等に積極的な参加を図る。

(2) 防災資機材等の整備

活動拠点の集会所等の施設及び防災資機材は、国の補助事業等により計画的に整備する。

第2 行政区（自主防災組織）の活動

1 自主防災計画の策定

行政区（自主防災組織）は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておく。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 避難行動要支援者名簿の確認及び安否確認
- (6) 出火防止、初期消火及び応急手当の実施方法
- (7) 避難場所、避難経路及び避難の伝達方法
- (8) 消火用水、その他防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して災害に対する正しい知識を普及する。なお、民生児童委員との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者を確認する。

(2) 防災訓練等の実施

日頃から実践的な各種訓練等を行い、個々の町民が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、行政区（自主防災組織）が主体となり、町及び消防署等の協力の下に、次の訓練を実施する。

- ア 地震災害情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出、応急手当の実施訓練
- エ 給食給水訓練
- オ 避難訓練、避難所運営訓練

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

行政区（自主防災組織）は、災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第3 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災体制を整備するとともに、特に法令により設置を義務付けられていない事業所についても、自衛消防組織の設置を推進する。対象事業所は、おおむね次のとおりである。

- (1) 病院、ホテル、旅館等多数の人が利用する事業所
- (2) 危険物、高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所

第20節 ボランティア等との連携

大規模な災害発生時には、県内外からのボランティアの申し入れが予想されるため、町は、県（生活福祉総室）、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るとともに、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 ボランティア活動に対する意識の啓発

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）を中心に、ボランティア活動に対する町民意識の啓発を図る。ボランティア団体に対しては、防災訓練等各行事の情報提供により、参加を促進する。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は県（生活福祉総室）と協力して、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、町社会福祉協議会や日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第3 コーディネート体制の整備

町は個々のボランティア活動を把握することは非常に困難であるため、災害時において行政とボランティア間を取り持ち、ボランティアの総合調整にあたるボランティアコーディネーターの設置が有効である。

このため、町は町社会福祉協議会や関係団体等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターを配置してコーディネート体制の確立に努める。

コーディネートにおいては、災害対策本部の指示のもと、町が行う災害応急対策の支障とならないよう努める。

なお、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供について、あらかじめ検討する。

第4 ボランティアコーディネーター等の養成

町は、県（生活福祉総室）、町社会福祉協議会や日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成に努める。

また、自発性に基づくボランティアの特性が活かされるよう、関係団体等が組織運営の主体となるよう努める。

第5 ボランティア活動保険

町、町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

また、町、県（生活福祉総室）はボランティア募集を行った場合のボランティア保険の公的助成についても検討する。

第 21 節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、町だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協りに積極的な企業も増加しているため、被災した町民等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第 1 自治体間の相互応援協力

1 自治体間の枠組み

町は、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援協定の締結を推進する。

第 2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等と食料や生活必需品の供給に関する協定を締結する。災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進める。

2 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、国、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築する。

第 3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、町民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第 4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に進めるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。